

GLCキャンセルポリシー（通常・COVID19事由）

*2023.4.1-2024.3.31まで

【通常時：キャンセル・中断による返金】

1. 申込者によってプログラムのキャンセルまたは中断された場合、払い戻し規定に沿って、授業料と滞在費の払い戻しを行い、申込者に対して返金を行うものとする。但し、申込者のプログラム期間中における累積警告による退寮・退学の場合の払い戻しは一切ないものとする。
2. 費用の払い戻しは、授業料と滞在費のみが対象となり、その他の費用は対象外として払い戻しはないものとする。
3. 申込者がプログラムのキャンセルまたは中断された日から、最大3ヶ月以内に代理店口座へ返金され、代理店経由で申込者の指定する口座に払い戻しを行うものとする。
4. 申込者が日本円の銀行口座への払い戻しを指定された場合には、請求書発行日の請求レートを元に払い戻しを行うものとする。
5. 払い戻しに関わる金融機関の各種手数料に関しては、申込者の負担とする。
6. 払い戻し規定

（プログラム開始前）

- a) プログラム開始日より22日前までのキャンセルについては、登録金相当金額以外の費用を全額払い戻しとする。
- b) プログラム開始日より21日以降のキャンセルについては、登録金相当金額と滞在費4週間分以外の費用を払い戻しとする。
*4週間以下のプログラムの場合は、滞在予定期間分の滞在費以外の払い戻しとする。

（プログラム開始後）

- c) 総研修期間25%以内の研修取り消しの場合、取り消し申請の翌週から修了予定日までの期間の費用の50%を払い戻しとする。
- d) 総研修期間26%～50%以内の研修取り消しの場合、取り消し申請の翌週から修了予定日までの期間の費用の20%を払い戻しとする。
- e) 総研修期間51%以上経過の研修取り消しの場合、払い戻しは一切ないものとする。
- f) 4週間以下の申込みの場合、残存期間を問わず払い戻しは一切ないものとする。

【通常時：申し込み内容の変更について】

1. 申込者によって申し込み内容の変更があった場合には、以下の各号に示す変更料金を支払うことで、いつでも申し込み内容の変更を行うことができるものとする。

（プログラム開始前）

申し込み内容の変更において、追加費用の差額が発生する場合、申込者は変更手数料及び、差額費用を支払うものとする。申し込み内容の変更により、変更手数料を加えても、マイナス差額が発生する場合は、これを申込者の指定する口座に代理店経由で払い戻しを行うものとする。

・変更手数料

- a) 申込日より留学プログラム開始日の29日前までUS\$100
- b) 留学プログラム開始日の28日前より15日前までUS\$150
- c) 留学プログラム開始日の14日前より当日までUS\$200

（プログラム開始後）

申し込み内容の変更において、追加費用の差額が発生する場合、申込者は差額費用を支払うものとする。申し込み内容の変更により、マイナス差額が発生する場合は払い戻しは一切ないものとする。

1. 申込者による申し込み内容の変更により、払い戻しが発生する場合、変更が完了した日から最大6ヶ月以内に代理店口座へ返金され、代理店経由で申込者の指定する口座に払い戻しを行うものとする。
2. 申込者が日本円の銀行口座への払い戻しを指定された場合には、請求書発行日の請求レートにて払い戻しを行うものとする。
3. 払い戻しに関わる金融機関の各種手数料に関しては、申込者の負担とする。

【新型コロナ流行期間中：キャンセル・中断による返金】

1. 新型コロナウイルス等の特定感染症蔓延防止対策が必要と当校が判断した場合、甲および当校が指定する期間中、特定感染症蔓延防止策に対応した入学条件、サービス、サポート、払い戻しの特例措置を明記した誓約書等の提出を乙に求め、乙がその内容に合意した場合に入学が受け付けられるものとする。
2. 特例措置の期間及び終了時期については、甲が乙に事前通知を行うこととする。

(プログラム開始前)

1. フィリピン政府機関による入国禁止措置、及びTESDAなどの政府機関による新型コロナウイルス感染拡大防止策により、渡航及び当校のプログラム提供が不可能となった場合、全額払い戻しとする。但し、条件付きの入国及びプログラム提供が可能な場合は除く。
2. 航空会社のフィリピンへの飛行予定がキャンセルされ、渡航予定日から1週間以上の飛行予定がない場合は、第1項の全額払い戻し対象とする。
3. 年齢やワクチン接種有無などの入国制限により物理的に渡航が不可能となった場合は、第1項の全額払い戻し対象とする。
4. 申込者がプログラムのキャンセルまたは中断された日から、最大1年以内に代理店口座へ返金され、代理店経由で申込者の指定する口座に払い戻しを行うものとする。
5. 申込者が日本円の銀行口座への払い戻しを指定された場合、請求書発行日の請求レートにて払い戻しを行うものとする。
6. 払い戻しに関わる金融機関の各種手数料に関しては、申込者の負担とする。

(プログラム開始後)

7. フィリピン政府機関による新型コロナウイルス感染拡大防止策により、当校のプログラム提供が不可能となった場合、残存期間のプログラムを無期限クレジットとして申込者が保有することができ、プログラム再開時にクレジットを利用することができるものとする。この場合、申込者に対し、クレジット証明を発行する。
8. TESDAなどのフィリピン政府機関による新型コロナウイルス感染拡大防止策により、当校のプログラム提供が不可能となった場合、申込者は残存期間のプログラムの無期限クレジットを放棄して、第9項の「コロナ特約による払い戻し」に応じた払い戻しを行うものとする。
9. コロナ特約による払い戻しは下記の通り。
 - a) 総研修期間25%以内のプログラム停止の場合、停止された翌週から修了予定日までの期間の費用の50%を払い戻しとする。
 - b) 総研修期間26%～50%以内のプログラム停止の場合、停止された翌週から修了予定日までの期間の費用の20%を払い戻しとする。
 - c) 総研修期間51%以上経過のプログラム停止の場合、払い戻しは一切ないものとする。
 - d) 4週間以下の申込みの場合、残存期間を問わず払い戻しは一切ないものとする。
10. 申込者が無期限クレジットを放棄された日から、最大1年以内に代理店口座へ返金され、代理店経由で申込者の指定する口座に払い戻しを行うものとする。
11. 申込者が日本円の銀行口座への払い戻しを指定された場合には、請求書発行日の請求レートにて払い戻しを行うものとする。
12. 払い戻しに関わる金融機関の各種手数料に関しては、申込者の負担とする。
13. 政府機関による当校のプログラムの停止要請はないが、感染拡大が起きていることが明確な状況において、顧客が感染拡大を危惧してキャンセル及び中断される場合においても、コロナ特約による払い戻しの対象とする。但し、当校による感染拡大状況等の確認及び、コロナ特約対象の承認が必要とする。
14. 政府機関により当校のプログラム提供が不可能となり、無期限クレジットを保有される場合に限り、下記の内容にて1年間利用可能な甲の「ClassLive」サービスのオンライン英会話レッスンチケットを申込者へ無償提供を行うものとする。
 - 残存期間が1週間以下の場合：マンツーマンレッスンチケット（25分）10回分
 - 残存期間が2週間以上、4週間以下の場合：マンツーマンレッスンチケット（25分）20回分
 - 残存期間が5週間以上、12週間以下の場合：マンツーマンレッスンチケット（25分）60回分
 - 残存期間が13週間以上の場合：マンツーマンレッスン（25分）チケット100回分